

同志社大学

試験・レポートに関する掲示について

同志社大学の試験・レポート関係の各種掲示は、大学コンソーシアム京都単位互換履修生（本学以外の大学に在籍されている方）や京カレッジ生用には表記を修正していません。

各種の掲示中に「学生証」とある部分については、「単位互換履修生証」、「科目等履修生証」と読み替えるなどの対応をお願いします。

履修要項「学業履修について」の 一部記載内容変更について

2018年度秋学期末試験等実施時より、履修要項「学業履修について」の“試験”等に関する記載内容が、別紙「学業履修について（一部抜粋）」のとおり変更となります。

試験等の受験にあたっては、別紙含めた掲示やDUET、大学ホームページで公開している内容も含めて注意し、受験してください。

以 上

別紙「学業履修について（一部抜粋）」

試験および授業内に行われる多面的評価について

本学の成績評価は、試験と授業内に行われる多面的評価により行います。

1. 試験

試験には下記の種類があります。

- (1) 定期試験
各学期末の定められた期間に行われる試験を定期試験といいます。
- (2) 臨時試験
定められた期間以外に行われる試験を臨時試験といいます。
- (3) 追試験

病気またはやむを得ない理由のために、定期試験または学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった場合に限り行われる試験を追試験といいます。受験希望者は以下の点に注意してください。

- a. 当該科目の試験終了後3日以内（窓口業務休止日を除く）に、追試験願を所属学部・研究科事務室または各キャンパス教務センターに提出しなければならない。ただし、課外活動のために受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。
- b. 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する以下の書類を添付しなければならない。
- c. 1科目につき1,000円の追試験料を必要とする。ただし、裁判員制度および検察審査会制度を事由とする追試験については、追試験料を免除する。なお、追試験を未受験であった場合でも追試験料は返還しない。
- d. 追試験は通常の試験と同等に評価される。減点はされない。
- e. レポート試験は追試験の対象にはなりませんが、提出締切日・時間に突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わなくなった場合は、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り、指示を受けること。
- f. 追試験も何らかの事情により受験できなかった場合には、これに対する追試験は実施しない。

対象事用例	必要な証明書類
本人の病気、怪我	医師の診断書または保健センター発行の診療通知書（試験当日安静が必要である旨の記載が必要） 学校感染症の場合は、大学所定の『「学校において予防すべき感染症」罹患証明書』でも可
親族(2親等内)死亡 (適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を1日目とした7日以内。 ・死亡前日を1日目として遡った3日以内。)	死亡診断書、会葬案内等
教育実習	免許資格課程センター事務室の証明書
介護等体験	免許資格課程センター事務室の証明書
館園実習	免許資格課程センター事務室の証明書
社会福祉援助、精神保健福祉援助に関する実習	社会学部・社会学研究科事務室の証明書
就職試験（注1）	企業等が発行する就職試験受験証明書（大学所定用紙あり）
大学院入学試験	当該大学院が発行する受験証明書
正課科目のインターンシップ	キャリアセンター、または大学コンソーシアム京都が発行する証明書
大学コンソーシアム京都単位互換科目の定期試験	当該科目設置大学が発行する受験証明書
国家試験	当該試験の受験票
課外活動	事前届出に基づく学生支援センターの証明書
災害	被災証明書
交通機関の事故、不通 (1時間以上(注2)の延着の場合に限る。)	交通機関の延着証明書
裁判員制度 ・裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ・裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書

検察審査会制度 ・検察審査員、補充員として職務に従事	検察審査会事務局が発行する証明書
-------------------------------	------------------

- (注1) 採用に関わらないセミナー、説明会を除く。追試験の対象事由について判断しかねる場合は、キャリアセンターに問い合わせてください。
- (注2) 1時間未満の場合は、その都度教務部で対応を決定する。

2. 試験上の注意

- (1) 受験のためには次の条件を備えていることが必要です。
 - a. 有効な登録がなされた科目であること。
 - b. 学費納入が済んでいること。
 - c. 科目担当者の指定する条件を備えていること。なお、授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取消すことがある。
- (2) 試験場においては次のことを守らなければなりません。
 - a. 指定された試験場で受験すること。
 - b. 必ず学生証を持参し、机の上に提示すること。万一、持参しなかった場合は、その試験の始まる前に事務室で仮学生証の交付を受けたこと。
 - c. 持込みを許された物以外はすべて鞆・袋などに入れること。なお、携帯電話(スマートフォン、PHS含む)、パソコン(モバイルPC等を含む)、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等(以下「携帯機器類」という。)については、電源を切つて鞆や袋などにしまうこと(携帯機器類は時計代わりの使用も認めない)。
 - d. 試験開始より15分以上遅刻したものは受験できない。また、試験開始後30分を経過するまでお退室できない。
 - e. 受験者は学生証と答案用紙の氏名との照合確認を受けること。
 - f. 答案用紙の学生ID、氏名は必ずペン書とする。
 - g. 試験を放棄する場合も答案用紙に学生ID、氏名を記入して提出すること。答案用紙を持ち帰ってはならない。
 - h. その他すべて試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 次の場合には、その答案は無効とみなされることがあります。
 - a. 無記名の場合。
 - b. 指定された試験場で受験しなかった場合。
 - c. 氏名を訂正した場合。
- (4) 試験場における次の行為は、不正行為として取り扱います。
 - a. 本人以外の者が、本人になりすまして試験を受けること。
 - b. 試験を受験するにあたって、机上や衣服、身体等に書き込みをすること。
 - c. 試験を受験するにあたって、持ち込みや使用を認められたものに書き込みをする等、本来の使用目的と異なる使い方をすること。
 - d. 試験時間中に、カンニングペーパー類や持ち込みを許可されていない参考書・ノート類を持ち込んだり、他の受験生の答案を見ること、他の人から答えを教わること。
 - e. 試験時間中に、答えを教える等の他の受験生を利するような行為をすること。
 - f. 答案用紙配付から回収までの私語や答案の見せ合い、交換をすること。
 - g. その他、試験監督者の指示に従わないこと。
- (5) 試験場における次の行為は、不正行為として取り扱う場合があります。
 - a. 試験時間中に、使用を認められていない用具を使用して解答すること。
 - b. 試験監督者の試験開始の指示の前記に解答を始めること。
 - c. 試験監督者の試験終了の指示の後記に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
 - d. 試験場において、他の受験生の迷惑となる行為をすること。
 - e. 試験時間中に、携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)、パソコン(モバイルPC等を含む)、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機能を有する機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等(以下「携帯機器類」という。)を身に付けていたり、指示された以外の場所・状態で保管していること。
 - f. 試験時間中に、携帯機器類・時計等の音(着信、アラーム、振動

別紙「学業履修について（一部抜粋）」

音等)を鳴らすこと。

g. その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

- (6) **受験中に前2項**の不正行為があつて、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された期間中の全科目を不合格(2004年度生以降)または0点(2003年度生以前)とし、これを公表する。(ただし、当該教授会が定める科目については除く)。

講時	試験時間
1	9:20~10:30
2	11:00~12:10
3	13:25~14:35
4	15:05~16:15
5	16:45~17:55
6	18:25~19:35
7	20:05~21:15

3. 論文・レポート試験の注意

- (1) 論文・レポート提出時は、次のことに注意すること。
- 論文・レポートには所定の表紙(生協購買部で販売又は、http://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/exam_type.htmlでダウンロード可)を付けること。
 - 表紙およびレポート受領書は、ペン書きのこと。
 - 学生証を持参のうえ、必ず本人が提出すること。郵送は認めない。
 - 提出締切日・時間に遅れた論文・レポートは、受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り指示を受けること。
 - 一度提出したレポートは、提出締切日前であっても加筆・修正はできない。
 - レポート受領書は、評価が出るまで大切に保管すること。
- (2) 論文・レポートに関する不正行為について。
- 次のような論文レポートの不正作成は、筆記試験におけると同様に不正行為として取扱い、教授会が認定した場合は学部一般内規に従って処分の対象とします。
- 論文・レポートの作成にあたって、他人の著作物やWEB上の情報等を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の明示や出典の記載もなく、自身で作成したように記述すること。
 - 他人が作成した論文・レポートを自分のものとして提出すること。
 - 他人に依頼し作成された論文・レポートを自分のものとして提出すること。
 - 他人に依頼されて論文・レポートを作成すること。
 - 転記目的で他人が作成した論文・レポートの提供を受けると、また自身が作成した論文・レポートを転記目的で他人に提供すること。
 - その他、論文・レポートの公平性を損なう行為をすること。

4. e-learning等 Learning Management System (LMS)による試験に関する注意

e-learning等LMS による試験を受験する場合は、次のことに注意すること。

- パスワードを他人に教えたり、IC学生証を貸し借りしたりしないこと。
- 上記行為による、なりすまし、代理解答は不正行為にあたり、当該学部教授会がそれを認定した場合は、通常の筆記試験と同等に処分の対象となる。

5. 授業内に行われる多面的評価について

評価の方法により、「1.(3) 追試験」、「2. 試験上の注意」、「3. 論文・レポート試験の注意」、「4. e-learning等 Learning Management System (LMS)による試験に関する注意」に準ずるものとする。

学期末試験等の掲示について

学期末試験等に関する情報は、学修支援システムDUET、もしくは大学ホームページ内「試験実施情報」（ホーム＞在学生＞試験実施情報）でお知らせします。紙媒体での掲示は行いませんのでご注意ください。学期末試験等に関する情報の公開日は下記のとおりです。

記

- 12月17日（月）
授業内評価
（1月7日、1月15日～1月26日実施分）
レポート試験
（12月17日～2月16日提出締切分）
- 1月11日（金） 定期試験
（1月28日～2月16日実施分）

上記期間以外で実施される評価・レポート試験については、従来通り掲示板にてお知らせしますのでご注意ください。

※定期試験時間割については、教務部掲示板（今出川キャンパス・良心館1階教務センター北側）、尋真館1階屋内掲示板（新町キャンパス）で1月11日（金）から確認できます。

※学修支援システムDUET、もしくは大学ホームページ内「試験実施情報」から試験情報を確認することのできない学生は、所属学部事務室または各キャンパス教務センターにご相談ください。

（ご参考までに）

●学修支援システムDUET

<https://duet.doshisha.ac.jp/>

●試験実施情報

<https://duet.doshisha.ac.jp/kokai/html/fi/fi010/FI01001G.html>

以上

試験上の注意

●受験のためには次の条件を備えていることが必要です。

- a. 有効な登録があった科目を受験すること。
- b. 学費納入が済んでいること。
- c. 科目担当者の指定する条件を備えていること。なお、授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取消すことがある。

●試験場においては次のことを守らなければなりません。

- a. 指定された試験場で受験すること。
- b. 必ず学生証を持参し、机上に提示すること。万一、持参しなかった場合は、その試験の始まる前に事務室で仮学生証の交付を受けること。
- c. 持込みを許された物以外はすべて鞆・袋などに入れること。なお、携帯電話（スマートフォン、PHS含む）、パソコン（モバイルPC等を含む）、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等（以下「携帯機器類」という。）については、電源を切って鞆や袋などにしまうこと（携帯機器類は時計代わりの使用も認めない）。
- d. 試験開始より15分以上遅刻したものは受験できない。また、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。
- e. 受験者は学生証と答案用紙の氏名との照合確認を受けること。
- f. 答案用紙の学生ID、氏名は必ずペン書とする。
- g. 試験を放棄する場合も答案用紙に学生ID、氏名を記入して提出すること。答案用紙を持ち帰ってはならない。
- h. その他、試験場においては、すべて試験監督者の指示に従うこと。

●次の場合には、その答案は無効とみなされることがあります。

- a. 無記名の場合。
- b. 指定された試験場で受験しなかった場合。
- c. 氏名を訂正した場合。

同志社大学

●次の行為は、不正行為として取り扱います。

- a. 本人以外の者が、本人になりすまして試験を受けること。
- b. 試験を受験するにあたって、机上や衣服、身体等に書き込みをすること。
- c. 試験を受験するにあたって、持ち込みや使用を認められたものに書き込みをする等、本来の使用目的と異なる使い方をすること。
- d. 試験時間中に、カンニングペーパー類や持ち込みを許可されていない参考書・ノート類を持ち込んだり、他の受験生の答案を見ること、他の人から答えを教わること。
- e. 試験時間中に、答えを教える等の他の受験生を利するような行為をすること。
- f. 答案用紙配付から回収までの私語や答案の見せ合い、交換をすること。
- g. その他、試験監督者の指示に従わないこと。

●次の行為は、不正行為として取り扱う場合があります。

- a. 試験時間中に、使用を認められていない用具を使用して解答すること。
- b. 試験監督者の試験開始の指示の前に、解答を始めること。
- c. 試験監督者の試験終了の指示の後に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
- d. 試験場において、他の受験生の迷惑となる行為をすること。
- e. 試験時間中に、携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）、パソコン（モバイルPC等を含む）、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機能を有する機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等（以下「携帯機器類」という。）を身に付けていたり、指示された以外の場所・状態で保管していること。
- f. 試験時間中に、携帯機器類・時計等の音（着信、アラーム、振動音等）を鳴らすこと。
- g. その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

●前2項の不正行為があつて、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された期間中の全科目を不合格（2004年度生以降）または0点（2003年度生以前）とし、これを公表する（ただし、当該教授会が定める科目については除く）。

同志社大学

交通機関の事故・不通の対応について

交通機関の事故・不通の対応については、以下のとおり対応しますので、必ず交通機関が発行する遅延証明書を取得したうえで大学に来てください（交通機関が発行する遅延証明書がない場合は対応しません）。

なお、対象区間は自宅から大学の通学区間（通学証明書に記載された区間）に限りますので、注意してください。

その他、試験当日交通機関の事故・不通による遅延について不明な点がある場合は、所属学部事務室または各キャンパス教務センターに連絡を取り、指示を受けてください。

■授業期間中の第 14 週または第 15 週（1/7、1/15～1/26）に行われる授業内評価の場合

授業内評価実施教室へ向かい、科目担当者の指示を受けてください。

■定期試験（1/28～2/16）の場合

試験開始から 15 分以内であれば、試験教室に向かってください。

15 分を過ぎている場合は、総合窓口（今出川キャンパス教務センター）または京田辺キャンパス教務センターに向かってください。総合窓口（今出川キャンパス教務センター）または京田辺キャンパス教務センターへの到着時刻から、交通機関が発行する遅延証明書にて証明されている遅延時間を差し引いた時間が、試験開始時刻＋遅刻可能時間内（15 分未満）であれば、別室受験または追試験対応とします。

以 上

交通機関の不通と暴風警報・特別警報発表による 試験の延期について

下記の理由等で定期試験が実施できなかった場合、試験期間以後に延期して試験を実施することがありますので留意してください。

1. 交通機関の不通の場合（原因の如何を問わず）
2. 暴風警報発表の場合（大雨警報は対象外）
3. 特別警報発表の場合

対象となるケースの詳細については、各学部履修要項、Student Handbook（学生手帳）の該当ページ、学修支援システム DUET、学内掲示板または下記のホームページを参照してください。

https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/ls/than_ls.html

該当試験や実施要領については、別途掲示により指示します。

以 上

病気またはやむを得ない事由により、学期末に行われる定期試験や、学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった場合、**全学年追試験の申請ができます**（「学部教授会が認める臨時試験」については、所属学部掲示板を参照するか、所属学部事務室または各キャンパス教務センターにお問い合わせください）。

※大学院生が免許・資格取得等のため学部科目を履修する場合、あるいは大学院科目が学部科目と合併で開設され、当該科目を履修する場合、大学院生も追試験の受験対象者とします。

追試験受験希望者は、以下の点に注意して、追試験の申請手続を行ってください。

1. **受験できなかった試験終了後3日以内（窓口業務休止日を除く）に、追試験願を所属学部・研究科事務室または各キャンパス教務センターに提出してください。**ただし、課外活動のために受験できないことが分かっている場合は、**事前に追試験願を提出し承認を受けておくことが必要です。**追試験願には**その試験を受験できなかった事由を証明する書類の添付が必要**です。
2. 追試験の対象となる事由例と、追試験願に添付しなければならない証明書類は以下のとおりです。

対 象 事 由 例	必 要 な 証 明 書 類
本人の病気、怪我	医師の診断書または本学保健センター発行の診療通知書 （試験当日に安静が必要である旨の記載が必要） 学校感染症の場合は、大学所定の『「学校において予防すべき感染症」罹患証明書（※1）』でも可
親族（2親等内）の死亡 ※適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を1日目とした7日以内 ・死亡前日を1日目として遡った3日以内	死亡診断書、会葬案内等
教育実習	免許資格課程センター事務室の証明書
介護等体験	免許資格課程センター事務室の証明書
館園実習	免許資格課程センター事務室の証明書
社会福祉援助、精神保健福祉援助に関する実習	社会学部・社会学研究科事務室の証明書
就職試験（※2） （採否に関わらないセミナーや説明会は除く）	企業が発行する就職試験受験証明書（※3）
大学院入学試験	当該大学院が発行する受験証明書
正課科目のインターンシップ	キャリアセンターまたは 大学コンソーシアム京都が発行する証明書
大学コンソーシアム京都単位互換科目の定期試験	当該科目設置大学が発行する受験証明書
国家試験	当該試験の受験票
課外活動	事前届出に基づく学生支援センターの証明書
災害	被災証明書
交通機関の事故、不通 （1時間以上の延着の場合に限る。1時間未満の場合は、その都度教務部で対応を決定する。）	交通機関の延着証明書
裁判員制度 ・裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ・裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
検察審査会制度 ・検察審査員、補充員として職務に従事	検察審査会事務局が発行する証明書

（※1）<https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/infection.html> よりダウンロードできます。

（※2）追試験の対象事由について判断しかねる場合はキャリアセンターにお問い合わせください。

（※3）<https://www.doshisha.ac.jp/attach/page/OFFICIAL-PAGE-JA-599/47550/file/syusyokushiken.pdf> よりダウンロードできます。

3. 1科目につき1,000円の追試験料が必要です。ただし、裁判員制度および検察審査会制度を事由とする追試験については、追試験料を免除します。なお、追試験を未受験であった場合でも追試験料は返還しません。
4. 追試験は通常の試験と同等に評価されます。**減点はされません。**
5. レポート試験は追試験の対象にはなりません。提出締切日・時間に突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わなくなった場合は必ず**提出締切時間までに提出先に連絡を取り、指示を受けてください。**
6. 追試験を何らかの事情で受験できなかった場合は、これに対する追試験は実施しません。

課外活動を事由とする場合の追試験について

病気またはやむを得ない事由により、学期末に行われる定期試験や、学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった場合、**全学年**において追試験の申請ができます。

※「学部教授会が認める臨時試験」については、所属学部掲示板を参照するか、所属学部事務室または各キャンパス教務センターにお問い合わせください。

■課外活動【対象となる活動は下記参照】のために上記試験を受験できない場合は、**事前に下記1.～4.の全ての追試験申請手順を終える必要**があります。従って、**十分な余裕を持って手続き**をしてください。

1. 証明書自動発行機にて追試験願(①)を発行し、必要事項を記入のうえ、所属学部事務室または各キャンパス教務センターにて記載事項の確認を受ける(追試験料1科目につき1,000円)。

↓

2. スポーツ活動の場合はスポーツ支援課または今出川校地学生支援課に、文化・学術活動の場合は両校地いずれかの学生支援課に、追試験願とともに**該当の試験を受験できない事由を証明する書類【下記参照】**を持参する。

↓

3. 審査のうえ、追試験の対象と判断した場合は、『**証明書(課外活動に伴う追試験願審査)**』(②)を発行します。

↓

4. ①および②の書類を添えて、所属学部事務室または各キャンパス教務センターに願い出る。

《ここまでを該当試験日より前に終えること》

<対象となる課外活動>

大学の公認団体の活動に伴うものであり、全日本(学生を含む)の大会、国際大会・国際試合及びそれらに出場する条件となる西日本または関西の大会等を対象とする。

<該当の試験を受験できない事由を証明する書類とは?>

国際大会・国際試合 ⇒ 連盟による大学宛の派遣依頼状 など

国内大会・国内試合 ⇒ 大会要綱及び申請者が出場することを客観的に示す書類

(ない場合は、クラブの部長[顧問]の証明書) など

■不明な点は、スポーツ支援課(成心館1階)または両校地いずれかの学生支援課(今出川:寒梅館1階、京田辺:成心館1階)にお尋ねください。

■被災地復興支援ボランティア活動を事由とする追試験の申請については別紙を参照してください。

2018年度 秋学期末定期試験等 における追試験について

● 追試験申請対象科目

1月7日（月）、1月15日（火）～ 1月26日（土）に実施される授業内評価

1月28日（月）～ 2月16日（土）に実施される定期試験

※レポート試験は追試験の対象にはなりません。突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わなくなった場合は、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り、指示を受けてください。

● 追試験願の提出締切日・要領連絡期限・追試験基準日（「課外活動を事由とする場合」を除く）

※追試験を何らかの事情で受験できなかった場合、これに対する追試験は実施しません。

試験区分	試験等 実施日			追試験願 受付締切日			追試験要領 連絡期限			追試験 基準日	
授 業 内 評 価	1月7日	月	→	1月10日	木	→	1月21日	月	→	1月28日	月
	1月15日	火	→	1月18日	金	→	1月25日	金	→	1月28日	月
	1月16日	水	→	1月21日	月	→	1月30日	水	→	2月1日	金
	1月17日	木	→	1月22日	火	→	1月30日	水	→	2月1日	金
	1月18日	金	→	1月23日	水	→	2月1日	金	→	2月5日	火
	1月19日	土	→	1月23日	水	→	2月1日	金	→	2月5日	火
	1月21日	月	→	1月24日	木	→	2月1日	金	→	2月5日	火
	1月22日	火	→	1月25日	金	→	2月1日	金	→	2月5日	火
	1月23日	水	→	1月28日	月	→	2月6日	水	→	2月8日	金
	1月24日	木	→	1月29日	火	→	2月6日	水	→	2月8日	金
	1月25日	金	→	1月30日	水	→	2月6日	水	→	2月8日	金
	1月26日	土	→	1月30日	水	→	2月6日	水	→	2月8日	金

定 期 試 験	1月28日	月	→	1月31日	木	→	2月8日	金	→	2月12日	火
	1月29日	火	→	2月1日	金	→	2月8日	金	→	2月12日	火
	1月30日	水	→	2月4日	月	→	2月13日	水	→	2月15日	金
	1月31日	木	→	2月5日	火	→	2月13日	水	→	2月15日	金
	2月1日	金	→	2月6日	水	→	2月13日	水	→	2月15日	金
	2月2日	土	→	2月6日	水	→	2月13日	水	→	2月15日	金
	2月4日	月	→	2月7日	木	→	2月15日	金	→	2月19日	火
	2月5日	火	→	2月8日	金	→	2月15日	金	→	2月19日	火
	2月6日	水	→	2月11日	月	→	2月19日	火	→	2月22日	金
	2月7日	木	→	2月12日	火	→	2月19日	火	→	2月22日	金
	2月8日	金	→	2月13日	水	→	2月21日	木	→	2月25日	月
	2月9日	土	→	2月13日	水	→	2月21日	木	→	2月25日	月
	2月11日	月	→	2月14日	木	→	2月21日	木	→	2月25日	月
	2月12日	火	→	2月15日	金	→	2月21日	木	→	2月25日	月
	2月13日	水	→	2月18日	月	→	2月25日	月	→	2月27日	水
	2月14日	木	→	2月19日	火	→	2月25日	月	→	2月27日	水
	2月15日	金	→	2月20日	水	→	2月25日	月	→	2月27日	水
	2月16日	土	→	2月20日	水	→	2月25日	月	→	2月27日	水

※コミュニケーション・イングリッシュ1・2のうち情報教室で試験を実施する「CASEC」については、上記の追試験基準日とは別日程で追試験を実施します。CASECの追試験日程は以下のとおりです。

CASEC 実施日		追試験日程
1月28日（月）、1月29日（火）、1月30日（水）、 1月31日（木）、2月1日（金）、2月2日（土）、 2月5日（火）、2月6日（水）	→	2月15日（金）

被災地復興支援ボランティア活動を事由とする 追試験の申請について

病気またはやむを得ない理由のために、定期試験または学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった場合に行われる追試験について、2018年度においては、下記に記載する被災地復興支援ボランティア活動（以下、ボランティア活動という）を「当該試験を受験できなかった事由」として認めることとします。ボランティア活動を事由として追試験を申請する場合は、追試験に関する通常の注意事項に加え、以下の内容に充分注意してください。

対象となるボランティア活動：

平成30年7月豪雨被災地復興支援ボランティア

平成30年北海道胆振東部地震被災地復興支援ボランティア

1) ボランティア活動を行う前に <必ず該当試験実施日より前に行うこと>

- ①ボランティア支援室にボランティア活動の届出を行う。
ボランティア支援室（両校地）で配付している「被災地復興支援ボランティア活動届（以下、「活動届」という）」に必要事項を記入し、活動内容（活動場所・期間）がわかる資料を添付の上、提出すること（活動届は受付印押印後にいったん返却される）。
また、その際に「追試験願」（証明書等自動発行機から発行します）にも必要事項を記載し、一緒に持参すること。
- ②「追試験願」を所属学部事務室または各キャンパス教務センターに提出する。
①でボランティア支援室の受付印が押された「活動届」と「追試験願」を所属学部事務室または各キャンパス教務センターに提出すること（活動届は返却される）。

2) ボランティア活動中 <現地で行うこと>

- ①活動を終了後、「活動届」にボランティア活動団体による活動期間等の証明を受けること。活動団体所定の証明書でも可。
- ②現地で証明を受けることができない場合、いつ証明を受けることができるか必ず確認し、ボランティア支援室へ連絡すること。

3) ボランティア活動後

- ①活動団体の証明を受けた「活動届」を速やかにボランティア支援室へ持参し、証明印を受けること。
- ②学生支援センターの証明印を受けた「活動届」を、所属学部事務室または各キャンパス教務センターに提出すること。提出がない場合は、追試験を無効とする。

4) 注意事項

- ①ボランティア活動団体の都合により、活動証明書の発行が後日になった場合でも追試験の受験は可能とする。ただし、追試験後に提出された活動届の内容により当該試験を受験できる状態であったと判断された場合は、受験した追試験を無効とする。

上記についてはボランティア活動をボランティア支援室に届け出る際に説明しますが、不明な点などあれば各校地ボランティア支援室、所属学部事務室または各キャンパス教務センターにお問い合わせください。

就職試験を事由とする場合の追試験申請について

就職試験と定期試験または学部教授会が認める臨時試験が重複し、追試験の申請をする場合、「追試験願」に「就職試験受験証明書（大学所定用紙あり）」を添付し、所属学部事務室または各キャンパス教務センターに提出する必要がある。

就職試験を事由とする追試験願を提出する場合は、以下の1～3の追試験申請手順に沿って、手続きをしてください。

<申請手順>

1. 大学 HP から「就職試験受験証明書」をダウンロードして印刷する。
在学生の方 → 授業・履修・試験： 試験等の種類と注意（レポート表紙・追試験願ダウンロード）
<https://www.doshisha.ac.jp/attach/page/OFFICIAL-PAGE-JA-599/47550/file/syusyokushiken.pdf>
2. 就職試験時に必要事項（学部、学生ID、氏名、受験日時、受験場所）を記入した「就職試験受験証明書」を持参し、受験先企業で証明を受ける。
3. 「追試験願」に必要な事項を記入し、「追試験願」と「就職試験受験証明書」を所属学部事務室または各キャンパス教務センターに願い出る。
※ 【注意】 追試験の申請期限を過ぎた追試験願は受理しません。

※ 採否に関わらないセミナーや説明会は追試験対象外です。追試験対象となるかどうか判断しかねる場合は、キャリアセンターに問い合わせてください。

※ 移動時間については、原則、公共交通機関を利用した場合の最短時間を基準とし、所属学部事務室または各キャンパス教務センターで追試験の対象か否かを判断します。移動時間について不明な点がある場合は、所属学部事務室または各キャンパス教務センターに必ず“事前に”問い合わせてください。

※ 万一、企業に証明してもらえない場合は、所属学部事務室または各キャンパス教務センターに至急連絡してください。

e-learning 等 Learning Management System (LMS) による試験に関する注意

e-learning 等 LMS による試験を受験する場合は、次のことに注意してください。

- a. パスワードを他人に教えたり、IC 学生証を貸し借りしたりしないこと。
- b. 上記行為による、なりすましや代理解答は不正行為にあたり、当該学部教授会がそれを認定した場合は、通常の筆記試験と同等に処分の対象となる。

以 上

試験および授業内に行われる

多面的評価について

本学の成績評価は、試験と授業内に行われる多面的評価により行います。“多面的評価”には、掲示物、DUET 等でも記載している“授業内評価”も含まれます。

多面的評価については、その内容によって、

「1.(3) 追試験」

「2.試験上の注意」 (※)

「3.論文・レポート試験の注意」

「4. e-learning 等 Learning Management System(LMS)による
試験に関する注意」

(いずれも、履修要項の「学業履修について」記載事項)

に準ずるものとします。

※ただし、

「(2)試験場においては次のことを守らなければなりません。

d.・・・また、試験開始後 30 分を経過するまでは退室できない。」
の網掛け部分を除く。

以 上

レポート試験について

学部・研究科事務室または各キャンパス教務センターにレポートを提出する場合は、以下の事項を遵守して下さい。

1. レポートには所定の表紙を付け、ホッチキスで綴じてください。
表紙は、学修支援システム DUET の「レポート」よりダウンロードできます。
(DUET からダウンロードした表紙の場合、氏名や科目名が自動的に入力された状態となっています)
その他、生協購買部で購入するか本学ホームページ(下記 URL 参照)よりダウンロードすることも可能です。
https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/exam_type.html
2. 表紙およびレポート受領証は、ペン書きで記入してください。
3. 学生証を持参のうえ、必ず本人が提出してください。郵送は認めません。
4. レポート提出先が事務室の場合、レポート受領時間は提出先事務室の開室時間内(本学ホームページ参照)です。ただし、提出締切時間が指定されている場合は、当該時間までの受領となります。
※提出先事務室、曜日等により窓口事務取扱時間が異なります。また、休暇中などは取扱時間が変更されることがあります(あらかじめ掲示します)ので、注意してください。
5. 提出締切日・時間に遅れたレポートは受け付けません。
提出締切時間にレポート(表紙記入済かつホチキス留め済)および学生証(仮学生証)を準備した状態となっていない場合、当日中の受付はできません。
ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り指示を受けてください。
6. 一度提出されたレポートは、提出締切前であっても加筆・修正はできません。
7. レポート受領書は、評価が出るまで大切に保管してください。

論文・レポート試験の注意

● 論文・レポート提出時は、次のことに注意してください。

- a. 論文・レポートには所定の表紙を付けること。
- b. 表紙およびレポート受領書はペン書きのこと。
- c. 学生証を持参のうえ、必ず本人が提出すること。郵送は認めない。
- d. 提出締切日・時間に遅れた論文・レポートは、受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り指示を受けること。
- e. 一度提出したレポートは、提出締切日前であっても加筆・修正はできない。
- f. レポート受領書は、評価が出るまで大切に保管すること。

※レポート提出先が事務室の場合、レポート受領時間は提出先事務室の開室時間内です。但し、提出締切時間が指定されている場合は、当該時間までの受領となります。なお、提出先事務室、曜日等により窓口事務取扱時間が異なります。また、休暇中などは取扱時間が変更されることがあります（あらかじめ掲示します）ので、注意してください。

● 論文・レポートに関する不正行為について

次のような論文・レポートの不正作成は、筆記試験におけると同様に不正行為として取扱い、教授会が認定した場合は学部一般内規に従って処分の対象とします。

- a. 論文・レポートの作成にあたって、他人の著作物やWEB上の情報等を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の明示や出典の記載もなく、自身で作成したように記述すること。
- b. 他人が作成した論文・レポートを自分のものとして提出すること。
- c. 他人に依頼し作成された論文・レポートを自分のものとして提出すること。
- d. 他人に依頼されて論文・レポートを作成すること。
- e. 転記目的で他人が作成した論文・レポートの提供を受けること、また自身が作成した論文・レポートを転記目的で他人に提供すること。
- f. その他、論文・レポートの公平性を損なう行為をすること。

学期末レポート提出場所について(お知らせ)

一部の科目の学期末レポートについて、以下のとおり受付会場を設けます。

提出日時によって受付場所が異なりますので、以下の項目を確認し、間違いのないように提出してください。
なお、休講日や休暇中は受付していません。

※2月11日(月・祝)は事務室開室日であるため、今出川キャンパス教務センター(総合窓口)で受付します。

1. 対象科目

レポート提出先が「今出川キャンパス教務センター(総合窓口)またはRY107」となっている科目

2. 提出時期・提出場所・受付時間

月	火	水	木	金	土
レポート試験情報公開日 ~ 2019年1月19日(土) ※1月14日(月・祝)は事務室閉室					
今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)
8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~11:30 12:30~17:00
1月21日	1月22日	1月23日	1月24日	1月25日	1月26日
RY107	RY107	RY107	RY107	RY107	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)
8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~11:30 12:30~17:00
1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日
RY107	RY107	RY107	RY107	RY107	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)
8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~11:30 12:30~17:00
2019年2月4日(月) ~ 2019年2月16日(土)					
今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)	今出川キャンパス 教務センター(総合窓口)
8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~17:00	8:40~11:30 12:30~17:00

3. 提出時注意事項

- 2019年1月21日(月)~2019年2月1日(金)の期間であっても、土曜日は今出川キャンパス教務センター総合窓口が受付場所となりますのでご注意ください。
- 提出締切日についてはレポート試験実施要領を参照してください。
- 提出の際は、本人確認のため学生証を提示してください(忘れたり紛失した場合は今出川キャンパス教務センター総合窓口で仮学生証の発行を申請してください)。
- 提出締切日・時間に遅れた論文・レポートは受付できません。

※17時の時点でレポート(表紙記入済かつホチキス留め済)および学生証(仮学生証含む)を準備のうえ提出場所に到着できていなければ、当日の受付はできません。

授業内評価の実施時間について

授業期間中の第 14 週または第 15 週（1/7、1/15～1/26）に行われる授業内評価については、授業時間内に実施されるため、科目により評価の開始時刻が異なりますので注意してください。

また、評価の開始から 15 分以上遅れると受験できなくなります。万一、授業開始時刻に遅れた場合も、必ず授業実施教室へ向かい科目担当者の指示を受けてください。

以 上

同志社大学

試験時間

1 講時	9 : 20 ~	10 : 30
2 講時	11 : 00 ~	12 : 10
3 講時	13 : 25 ~	14 : 35
4 講時	15 : 05 ~	16 : 15
5 講時	16 : 45 ~	17 : 55
6 講時	18 : 25 ~	19 : 35
7 講時	20 : 05 ~	21 : 15

以上

同志社大学

試験時間割が重複している場合

下記の事由により秋学期末定期試験の受験に支障がある学生は、下記事務室に申請してください。

- ・ 試験時間割が重複している
(同志社女子大学単位互換科目との重複も含む)

【申請先】

所属学部	届出先
文、法、経済	今出川キャンパス教務センター
社会、政策	新町総合窓口
神、商、理工、文化情報 国際教育インスティテュート グローバル地域文化	所属学部事務室
生命医科、スポーツ健康科 心理、グローバル・コミュニケーション	京田辺キャンパス教務センター

【申請締切日】 1月17日(木) 厳守

以上